

緊急財政対策本部検討指示事項にかかる検討結果

	項目	取り組みの方向性
1	<p>事務執行における無駄・非効率の徹底的排除（行政内部の無駄や非効率な事業運営の徹底した見直し検討）</p> <p>所管部局の意見</p> <p>〔産業経済部〕 ・区民生活への影響度、事業実施の緊急性、事業継続の必要性、実施主体の妥当性の視点から判断する事業の優先度に基づき見直すこととし、取り組む。</p> <p>〔健康福祉部〕 ・毎年見直しを重ねているが、さらに無駄、非効率な業務執行がないか、引き続き検証していく。</p> <p>〔選挙管理委員会〕 ・選挙は法定の事務のため、中止することはできない。しかし、執行にあたり選挙経費の全ての項目について、ゼロベースで見直すことにより、効率化を図っていく。</p>	<p>・事務事業実施の意義や実施方法について、前例踏襲で漫然と続けていけないなど、常に自ら検証し、無駄を徹底して排除するとともに、効率性を高めるための創意工夫を発揮して事務事業に取り組む。</p>
2	<p>効率的な組織編成（簡素・効率的な組織とするための部・課・係の再編・統合を含めた見直し及び管理職ポストの削減の検討）</p> <p>所管部局の意見</p> <p>〔企画経営部〕 ・今回の緊急財政対策の中で、事務事業見直しの徹底を図り、細分化した担当部・課・係を統合するなど、スケールメリットを活かした組織の再編・統合を行い、ポスト数の削減に取り組んでいく。</p> <p>〔産業経済部〕 ・産業経済部事務事業見直しについての基本的考え方において、区民生活への影響度、事業実施の緊急性、事業継続の必要性、実施主体の妥当性の視点から判断する事業の優先度に基づき見直すこととし、取り組む。 ・部・課・係の再編・統合については、事務事業の区民生活への影響を踏まえ効率的な組織運営を行うためには現行の組織が望ましい。</p> <p>〔健康福祉部〕 ・高齢者福祉住宅係と住宅課との統合及び再編については、組織統合のメリット、デメリットを整理したうえで都市整備部との調整が必要である。</p>	<p>・組織の再編統合は、簡素で効率的な組織とすることを目的として常に見直しを図るとともに、事務室のレイアウト、システム変更経費などに十分考慮して進めることとする。</p> <p>・人権政策課人権・同和政策係と男女平等政策係について、平成25年度の統合を検討する。 ・東部地区サービス事務所地域係と地域振興課区民活動支援係について、平成24年度の統合を検討する。 ・産業経済担当部と文化・スポーツ担当部について、平成25年度の統合を検討する。 ・高齢福祉課高齢者福祉住宅係と住宅課の再編統合について検討する。</p>

	項目	取り組みの方向性
	<p>【都市整備】 (地区整備事業課の再編) ・当該事業については、住民要望もあることから、比較的優先度の高い事業と考える。そのため、4地区の課題解決に至るまでの間の組織再編は事業推進に影響を及ぼすものと考え。 (道路公園維持管理組織の効率化) ・道路・公園等の身近な都市施設の新設や改修等は、複雑・多様化する区民ニーズに迅速・的確に対応していくために効果的・効率的な執行体制を構築していく必要がある。 ・平成23年度は、この取り組みの第1歩として、土木事務所を統合した。今後は、道路公園の維持管理体制を一体化をしていきたい。</p> <p>【選挙管理委員会】 ・選挙管理委員会事務局の体制については、事務の効率化・システム化を図り、平成12年度以降2名の職員を削減してきたところである。したがって、現行以上の見直しについては、解決すべき課題が多くあり、今後の事務執行に影響がある。</p> <p>【文化・スポーツ部】 ・区民生活部内の担当部は、産業経済担当部と文化・スポーツ部があるが、他区の組織編制をみると、産業経済、文化、スポーツなどを一つの部で所掌している事例も多い。(中央区、江東区、品川区、豊島区など) ・こうした点を踏まえて、産業経済担当部と文化・スポーツ担当部を統合して、文化・産業振興担当部(仮称)を設置する。</p>	
3	<p>給与、報酬等の見直し(特別職給与、管理職給与、付属機関委員報酬等の見直し検討)</p> <p>所管部局の意見</p> <p>【企画経営部】 ・区運営の責任を担う立場にある区長・副区長・教育長・代表監査委員、行政委員会委員、管理職員等について一定期間、給与報酬等の一部を削減する。 ・学識経験者を除く構成員の報酬を区議会議員の報酬等を参考に引き下げる方向で見直しを行う。 ・職員人件費のさらなる抑制を目指し、時間外勤務手当を削減する。</p> <p>【教育委員会】 ・教育委員会委員の報酬額については、報酬審議会の答申に基づいて区として随時見直しを行っており、現在は23区中22番目となっている。 ・また、現在では月額制となっているが、平成22年度の教育委員会の開催回数は定例会49回、臨時会4回の計53回であり、原則として週1回開催しており、年間の業務量の変動は小さく、その他の活動もある中で、実質的に月額制を改める必要性はないものと考え。</p> <p>【選挙管理委員会】 ・選挙管理委員会の委員報酬については、目黒区の特別職等の報酬が「目黒区特別職報酬等審議会答申」に基づき改定されることに伴い同様の対応を取ってきた。 ・選挙管理委員会の委員報酬の改定については、審議会の諮問事項に該当はしないが、これまで審議会の答申を踏まえ改定されてきたことを考慮すると、第三者機関(審議会の下部組織)により調査・検討を行うことが望ましい。 ・他区の例では、第三者機関(特別職報酬等審議会懇談会(下部組織))の調査・意見を踏まえ、判断されている。</p> <p>【監査事務局】 ・区民生活への直接の影響はないが見直しにあたっては、特別職報酬等審議会の検討結果を踏まえて対応する。</p>	<p>・特別職給与・管理職給与については、厳しい財政状況を踏まえ、経営管理を担う立場として平成23年10月から27年3月まで削減する。 (区長) 本給10%、期末手当10%、退職手当30% (副区長・教育長・常勤監査委員) 本給10%、期末手当10%、退職手当5% (行政委員) 報酬10% (管理職) 管理職手当一律10%</p> <p>・教育委員、選挙管理委員、監査委員の報酬の月額制、日額制等について、第三者機関の意見を聴いて検討する。 ・付属機関の学識経験者委員を除く委員の報酬を平成24年度から引き下げる。 ・職員の時間外勤務手当を、23年度当初予算比で5%削減する。</p>

	項目	取り組みの方向性
4	新規採用職員の抑制（事務事業の大幅な見直しに伴う新規採用の抑制の検討）	・平成24年度～26年度の新規職員採用については、緊急財政対策の事務事業見直しを踏まえて、可能な限りの採用抑制を図る。
	所管部局の意見 【企画経営部】 ・これまで以上に事務事業の見直しと組織の簡素・効率化を徹底するとともに、新規採用職員を可能な限り抑制するなど、これまでより一歩踏み込んだ厳しい人員査定を行い人件費の抑制を図っていく。	
5	少数専門職種の配置の見直し（少数専門職種（学芸研究、診療放射線、歯科衛生）について、臨時職員活用や委託化等による退職不補充の検討）	・平成23年度末に退職する学芸員2名については、事業量を踏まえて退職不補充とする。 ・平成23年度末に退職する碑文谷保健センター放射線技師については、退職不補充とする。 ・平成23年度末に退職する保健予防課及び碑文谷保健センターの歯科衛生士については、当面定数1の削減とする。
	所管部局の意見 【文化・スポーツ部】（学芸員） ・23年度末の2名退職後は、事業量を踏まえて不補充とする。 ・残る2名の派遣職員についても、事業計画等とあわせてその扱いについて検討する。 【健康推進部】（診療放射線、歯科衛生） ・診療放射線技師は、保健予防課、碑文谷保健センター両所で、結核に関する健康診査、小規模事業所健診、健康づくり健診等に従事しているが、対象が主として健康成人であることから、事業を保健予防課へ統合し、臨時職員等を活用しながら定数を1人削減することは可能と考える。歯科衛生士についても、地域の医療資源の充実がみられることから、直営事業の見直しを行い、2課で定数1の削減を図ることは可能である（再任用2名雇用）。	
6	利用計画のない土地の売却・賃借（早期売却等の検討）	・可能な限りの早期売却に努める。（なお、売却にあたっては、売却経費（土地鑑定料、広告掲載料など）と維持管理経費を総合的に勘案しながら進める。）
	所管部局の意見 【総務部】 【伊東保養所跡地】 ・売却に当たっては、土地鑑定料のほか広告掲載料等も必要で、結果として入札不調もあり得ることから、時期の見極めが重要である。 【北軽井沢林間学園跡地】 ・同地は開発された別荘地内という特殊な立地に加え、土地取引がほとんど見られないのが現状である。現状旧施設が残っており更地での取引はできず、旧施設を除却するにしても莫大な費用がかかり、仮に除却しても周辺の土地取引の現状を考慮すると売却できるとは言えない。 【上目黒福祉工房跡地】 ・最終的な売却等の時期・方法等の決定は今後所管部局においてなされるところであるが、同地は区内にあることから、売却の場合は比較的早期にまとまる可能性もあると考えられる。 【目高会（菅平）】 ・立地から北軽井沢林間学園跡地同様、早期の売却等が可能な物件とは言えない。	

	項目	取り組みの方向性
7	区有資産の活用の検討（事業の進捗状況等を踏まえた活用策（売却を含む）の検討）	<ul style="list-style-type: none"> ・第六中学校跡地、守屋教育会館跡地については、現行の利用計画を継続しつつ、新規整備、再整備など総合的に検討する。 ・箱根保養所については、売却までの源泉の維持管理経費の削減を図るため、早期の売却（平成24年度中）を目指す。 ・大岡山寄付物件については、売却を含めた検討を行う。 ・JR跡地については、街づくりの考え方を実現できる方向で、売却も含めて検討していく。なお、公共住宅については別途検討する。 ・大橋図書館移転後の跡地については、移転後の早期の売却を目指す。
	所管部局の意見 [企画経営部] <ul style="list-style-type: none"> ・第六中学校跡地、守屋教育会館跡地については、現行の利用計画を継続するとともに、新規の施設整備及び現行区有施設の再整備等、総合的に検討していく。 ・箱根保養所廃止後は、売却を基本に検討していく。 ・大岡山寄付物件については、売却を含めて検討していく。 ・JR跡地は、各種施設整備、事業運営の財源確保のため、売却する用地とする。 ・大橋図書館移転後の跡地については、速やかな売却に向けて売却の時期・方法等を検討していく。 	
	[都市整備]（JR跡地） <ul style="list-style-type: none"> ・見直しにあたっては、共同事業者である都と協議・調整をしながら、区民や議会に対し十分な説明ができるような見直しの方策を整理してまとめていく必要がある。 ・特に街づくりについてどのように考えていくのかがポイントとなる。 	
8	地震の学習館（区として保有すべき施設かどうかを含めた検討）	<ul style="list-style-type: none"> ・東京消防庁等が設置する類似施設が複数あること、また人件費を含めた施設維持費が高額であることから平成24年度末をもって閉館に向けて検討する。
	所管部局の意見 [危機管理室] <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災直後でもあり区民の関心も高く防災啓発効果がある時期ではあるが、都内には複数の類似施設があり代替利用が見込めること、また、費用対効果を考えて人件費を含めた施設維持費は高額であるため閉館とする。ただし、閉館時期については準備が整い次第できるだけ早い時期に実施する。 	
9	美術館（区として保有すべき施設かどうかを含めた検討）	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化施策推進の一つの拠点として施設は当面継続するが、企画展示等については大幅に縮小する。 ・中長期的視点から、施設の老朽化への対応も含めて、施設のあり方について区民センターのあり方検討と連携しながら抜本的な見直しを進める。
	所管部局の意見 [文化・スポーツ部] <ul style="list-style-type: none"> ・文化の香り高いまちを目指すまちづくりを進める上で、芸術文化施策推進の拠点を区として直接保有することの意義は高い。 ・芸術文化振興プランの評価や見直しと合わせて、施設のあり方を検討していく。 ・区美術館として、区民や地域に密着した事業展開に特化する。これにより、区民利用の促進と職員数・事業経費の効率化を図る。 ・施設維持コストを考慮し、施設規模の縮小（他の用途への一部転用等を含む）も視野に入れて検討する。 	

	項目	取り組みの方向性
10	歴史資料館（区として保有すべき施設かどうかを含めた検討）	・所管検討を踏まえ施設は継続するが、事業運営の見直しにより、経費削減を図る。
	所管部局の意見 【教育委員会】 ・めぐる歴史資料館は、目黒区の歴史に関する区民の理解を深め、生涯学習の振興に寄与するとともに、広く教育、学術及び文化の発展に資することを目的としている。また、小学生の社会科見学などで学校教育にも貢献しているところであるが、歴史に関する資料を収集・保存・活用しながら、未来の子どもたちに継承していく使命を担う目黒区唯一の施設でもある。 ・こうしたことから、費用対効果を踏まえた運営上の工夫をしつつ、継続的な事業運営を行うため、区として保有する必要のある施設と考える。	
11	男女平等・共同参画センター（男女平等・共同参画センターの見直し検討）	・男女平等・共同参画センターについては、継続することの是非も含めた在り方の検討を平成24年度中に行う。 ・資料室について、所蔵資料の活用についての検討を併せて行う。
	所管部局の意見 【総務部】 ・男女平等・共同参画センターでは、講座や講演会の開催による学習の機会の提供、資料室運営、女性の様々な問題を解決するための相談事業、会議室や研修室の貸出し等学習や交流の場の提供、団体の活動支援を実施している。男女平等・共同参画推進には、これらの効率的・効果的な運用が求められることから、それぞれの運営経費の見直しを行った。 ・資料室については、利用率が低く、図書館と重複する資料も多いことから、新たな図書の購入の中止、専門員の配置を廃止したうえで、当面、既存資料の閲覧・貸出は継続することとする。また、今後、所蔵資料の活用方法は、配偶者暴力相談支援センター機能の整備と併せて検討を行う。	
12	住区センター（住区センターのあり方の検討）	・区のコミュニティ施策を推進する拠点として、施設は継続する方向とする。なお、利用率の低い会議室については、利用用途の変更について検討する。 ・老朽化等による大規模改修や改築の際には、複合化や構成施設の変更などについて検討する。
	所管部局の意見 【区民生活部】 ・住区センターは、住区におけるコミュニティの形成に資するため生活圏域整備計画に基づき全22住区に配置され、住区住民会議の活動拠点であるとともに公の施設として多くの団体・個人に利用され定着している現状から、見直しによる区民生活（地域活動）への影響は大きい。 ・住民会議の活動を保証する拠点の確保は必須であり、生活圏域整備計画に基づいた現行の1住区1施設の配置は、「住区センターの設置および管理の基本条例」の趣旨からも妥当と考える。なお、三田、宮前の2分室についても、設置の経緯などから見直しによる影響は大きい。 ・住区センターの複合施設としての機能面でのあり方については、築30年を経過し老朽化している住区センターも多いことから、今後予想される大規模改修や建て替えに際しては新しいコンセプト（第一次避難場所の補完施設としての機能付与や構成施設、運営方法など）を策定することが望ましい。	

	項目	取り組みの方向性
13	地区サービス事務所（地区サービス事務所の施設数を含めた見直しの検討）	<p>・区の基幹的行政サービスである公証事務や地域活動支援業務等を取り扱っている地区サービス事務所の見直しは、包括支援センターとの関連も含めて、今後、適正な施設数や取り扱い業務内容、区民ニーズに即したサービス提供のあり方、コミュニティ支援体制等、全庁的な見地で課題整理を行う。</p>
	<p>所管部局の意見 [区民生活部] ・地区サービス事務所の廃止による区民生活への影響は、地区サービス事務所の機能（コミュニティ支援、行政サービスの提供）のみならず、併設されている包括支援センターとの連携協力による見守り事業など地域福祉を推進する側面からも極めて大きい。見直しの検討については、全庁的な課題を整理した上で、慎重な対応が必要である。</p>	
14	行政サービス窓口（行政サービス窓口の廃止を含めた見直しの検討）	<p>・地区サービス事務所の補完窓口として機能している行政サービス窓口は、地区サービス事務所の見直しの中で合わせて、その必要性やサービス提供のあり方を見直していく。</p>
	<p>所管部局の意見 [区民生活部] ・地区サービス事務所の補完施設である行政サービス窓口は、3地区（北部、南部、西部）に設置されているが、別途に地区サービス事務所の施設数も含めた見直しの検討が本部指示事項とされていることから、公証事務等に係る行政サービス提供のあり方なども含めて関連性を持って検討されることが望ましい。</p>	
15	区民センター（中小企業センター、勤労福祉会館のあり方を含めた区民センターの見直し検討）	<p>・中小企業センター・勤労福祉会館については財源の関係から当面現行どおりとし、管理運営費の削減を図る。 ・老朽化した区民センターのあり方、様々な手法による改築手法等について検討を進める。</p>
	<p>所管部局の意見 [産業経済部] ・中小企業センターについては、中小企業のための会議室やホールが必要である状況で廃止することは、中小企業の振興の低下を招くことになるため、現行のまま維持する。 ・勤労者福祉会館については、指定管理者との協議が必要となるが廃止の方向とする。卓球場・アーチェリー場の扱いについては、スポーツ振興の面から政策企画課及びスポーツ振興課との協議が必要となる。会議室の扱いについては、他の施設としての利用を含めて政策企画課での検討が必要となる。</p>	

	項目	取り組みの方向性
16	<p>体育施設（体育施設の施設数及び開館期間等の検討）</p> <p>所管部局の意見</p> <p>〔文化・スポーツ部〕</p> <p>・区立体育施設及び地区プールは、生活圏域における地区施設整備計画に基づき設置されているもので、既に地域住民が健康づくり、介護予防、リハビリなどを行う拠点施設として機能している。見直しによる区民の健康維持への影響は免れない。</p> <p>・また、施設数を減らした場合には、当該地域、近隣住民の運動機会が確保できず区民の健康や生命に重要な影響を及ぼすことが予測される。一部の地区施設のみ閉館する場合は地区間の格差が生じ、区民及び利用団体（体育協会等）に不公平感が生じる。</p> <p>・さらに、区立体育施設及び地区プールは、区民の健康維持のみならず、特に災害発生時には、住民の生命・身体及び財産を災害から保護する第一次避難場所、遺体収容所、防火用水・生活用水として機能しており、一時的な閉館を行う場合、これらの機能維持や新たな財政負担について検討する必要がある。</p> <p>・前述のとおり、体育施設が現状として担っている様々な機能を維持するためには、施設数の減は適当ではない。したがって、削減目標額は満たさないが、開館日・開館時間を見直し、経費の一部削減を行うこととする。</p>	<p>・体育施設数については、1地区1施設を継続するが、開館日・開館時間の見直しにより経費削減を図る。</p> <p>・碑文谷体育館は実施計画に基づく改築計画は延期し、別途耐震補強工事及び計画的な修繕により施設を維持する。</p>
	<p>福祉施設（土地・建物の無償貸付等による運営方法の検討）</p> <p>所管部局の意見</p> <p>〔健康福祉部〕</p> <p>・多くの福祉施設の指定管理者となっている目黒区社会福祉事業団が対象として考えられる。事業団に土地・建物の無償貸付等を行なうことにより、区施設から事業団直営施設とすることについては、介護報酬による安定的な運営ができることが前提となるが、現時点では、事業団の財政基盤の強化、執行体制の大幅な見直しなど、大きな課題がある。指示事項について事業団との協議を開始するが、課題の解決までには相当な時間を要すると思われる。</p> <p>・区立の障害福祉施設は、直営施設、指定管理導入施設ともに目黒区独自の基準で利用対象者や職員配置数を決めて運営しているため、障害福祉サービス費等による収入を大きく上回る運営経費が必要となることが明らかであり、これまでも利用料金制や民間移譲については、その実現性が乏しいことから検討を行っていない。民間移譲するためには新たな補助制度等が必要となる。</p> <p>〔子育て支援部〕</p> <p>・検討指示内容は、実現不可能ではないかもしれないが、利用者である区民の信頼を損ねることなく実現させるためには、かなりの期間が必要であると考えられる。もしも、十分な理解を得ることなく無理やり実施した場合には、区民の不信を招き、今後の運営形態の変更に、多大な障害となる。</p> <p>・また、各地で公立保育園の民営化に対する訴訟が提起され、自治体側に不利な内容の判決が下されているところであり、慎重な対応が必要である。</p>	<p>・高齢福祉施設は、土地・建物の無償貸付や譲与による民間活力の活用に向けて協議していく。今後整備する施設については、民設民営を基本として検討する。</p> <p>・障害福祉施設については、目黒区の独自基準を見直すことで、ランニングコストの削減に努める。</p> <p>・保育施設は、今後新規に整備する施設も含め、民営化を推進することを基本とする。老朽化により改築等の検討を要する施設もあることから、土地・建物の無償貸付や譲与も含めて民営化に向けた具体的なスケジュールを平成24年度中に策定し、計画的に民営化を進める。</p>

	項目	取り組みの方向性
18	老人いこいの家（老人いこいの家の施設数及び利用者による自主管理を含めた運営方法の検討）	<ul style="list-style-type: none"> ・単独施設で老朽化が進んでいる4か所の老人いこいの家(上二、五本木、田道、原町)の土地は売却し、経費について十分考慮しながら代替施設を活用して事業実施する。 ・上二老人いこいの家と隣接する総合庁舎用地については今後の土地利用を十分検討した上で判断する。 ・併せて、運営方法についても検討を進める。
	所管部局の意見 [健康福祉部] ・単独施設で老朽化が進んでいる4か所(上二、五本木、田道、原町)を平成26年度までに売却し、平成27年度から新たに設置する民間施設を活用した「老人いこいの家」に変更する。 ・「上二老人いこいの家」と隣接する駒沢通り側の総合庁舎用地を一体として売却することを提案する。 ・運営方法については、自主管理も含めて様々な方法を検討していく。	
19	保健センター等（保健予防課、碑文谷保健センターの統合の検討）	<ul style="list-style-type: none"> ・碑文谷保健センターと保健予防課との統合については、事業を精査し、検討を進める。 ・併せて、碑文谷保健センターの空き室については全庁的な観点から有効活用を検討する。
	所管部局の意見 [健康推進部] ・碑文谷保健センターと保健予防課の統合は、次の理由により、現状では極めて困難である。 ・今後碑文谷保健センターの建て替え時期までに(現施設は昭和60年12月開設)、両課の事業をさらに精査し、碑文谷保健センターの施設のあり方、区有地の活用法等を含めて総合的に検討していく必要がある。	
20	児童館（業務委託等による運営方法等の検討）	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館の委託化に向けた取り組みをする。 ・委託化に向けた具体的なスケジュールを平成24年度中に策定し、計画的に委託化を進める。
	所管部局の意見 [子育て支援部] ・児童館の運営形態を民営に切り替える場合、最初のケースとなる。その場合、目黒区児童館運営指針に基づいた運営水準の確保が求められ、民営への円滑な移行に向けた準備体制の確保が必要である。	
21	学童保育クラブ（学校施設を利用した施設整備や業務委託など運営方法等の検討）	<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育クラブの委託化に向けた取り組みをする。 ・委託化に向けた具体的なスケジュールを平成24年度中に策定し、計画的に委託化を進める。
	所管部局の意見 [子育て支援部] ・学童保育クラブについては、現在、民設民営により整備を進める計画となっている。しかし、民設については、22年度に物件が確保できなかったため事業者募集を断念した経緯があり、今後も困難が想定される。 ・今後、保育需要の高い地域を見極めて学童保育クラブの整備を進めていくためには、教育施設も含め区有地、区施設の活用など、民設に限らず、その時々状況に応じた手法について検討していく必要がある。	

	項目	取り組みの方向性
22	学校（統合に向けた具体的な検討及び通学区域の見直し検討）	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校については、生活圏域の関係から当面は現状を維持する。 ・中学校については統合方針に基づき、学校統合に向けた取り組みを推進する。
	所管部局の意見 【教育委員会】 ・区立小学校については、住区という生活圏域との関係もあり、現在のところ統合に向けた具体的な検討を行う考えはないが、区立中学校については、平成15年9月に策定した「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して」の統合方針で示した学校規模11学級以上、学校数7校程度という考え方にに基づき、新たな統合に向けた検討を進めているところである。 ・今後、統合の時期や統合する学校を示した統合方針の策定に向けて、具体的な取り組みを進めていく。	
23	認定こども園（認定こども園移行時期の延期の検討）	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりがおか幼稚園及びげっこうはら幼稚園の認定こども園化については、事業費を精査しながら、計画的に取り組んでいく。 ・なお、国の幼保一体化に向けた施策の展開も見据えて、計画を進めていくこととする。
	所管部局の意見 【教育委員会】 ・平成22年6月、みどりがおか幼稚園・げっこうはら幼稚園・ひがしやま幼稚園の3園への認定こども園への移行を政策決定している。平成22年11月、からすもり幼稚園・ふどう幼稚園を平成25年度末で廃園する条例改正を議会へ付議し、議決されている。からすもり幼稚園及びふどう幼稚園の廃園については、保育園への転用とともに残り3園の認定こども園への移行を前提に、保護者等へ説明してきており、認定こども園の移行時期の延長は極めて困難である。	
24	社会教育館、緑が丘文化会館、青少年プラザ（社会教育館等の施設数及び運営方法の検討）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設数については現行どおりとし、職員配置の変更等により運営方法を見直す。 ・青少年プラザについては、宿泊機能を含めた施設機能のあり方についても検討する。
	所管部局の意見 【教育委員会】 ・社会教育館等の果たしている機能のうち大きなものとして、社会教育講座の実施等による学習機会や交流機会の提供、研修室等の貸出による自主活動の場の提供、講師派遣等による自主活動の支援が挙げられる。このうち、場の提供機能は、区民の主体的な社会教育活動にとって最も大きな役割を果たしている。 ・社会教育館の数については、学習の場の提供にかかわるため、区民への影響が最も大きい。このため、見直しにあたっては、社会教育館等以外の施設を含めた相互利用など区としての施設機能のあり方の検討が欠かせない。 ・このため、施設数については現行どおりとし、職員配置の変更等により運営方法を見直す。なお、青少年プラザについては、宿泊機能を含めた施設機能のあり方についても検討を行う。	
25	図書館（図書館の施設数及び運営方法の検討）	<ul style="list-style-type: none"> ・八雲中央図書館、目黒本町図書館、目黒区民センター図書館の3館を拠点館とし、職員配置の見直し、業務委託の拡大、業務内容の見直し等を行う。
	所管部局の意見 【教育委員会】 ・八雲中央図書館、目黒本町図書館、目黒区民センター図書館の3館を拠点館とし、職員配置の見直し、業務委託の拡大、業務内容の見直し等を行うことで効率的な運営を目指していく。	

	項目	取り組みの方向性
26	各種団体への補助金の見直し（団体の活動内容、実績、補助対象項目等を見直し、10%程度以上の削減の検討）	各種団体への補助については、厳しい財政状況を踏まえ、10%以上の削減を基本として進める。
	所管部局の意見 【区民生活部】 （目黒区納税貯蓄組合連合会 に対する補助） ・目黒区納税貯蓄組合連合会 については、財政状況を踏まえて補助金の10%削減を実施する。 （住区住民会議 に対する補助金） ・住区住民会議への補助金は、基本的に住区での各種イベント経費として活用されているが、地域コミュニティを維持・継続していくために当然の必要経費と考える。 ・ただし、現行の補助額については、各住民会議の事業内容が一律ではないが、運営方法等を見直しをすることによって10%程度の削減は可能と思われる。 （町会連合会 に対する補助） ・町会連合会の研修会に対する補助は、研修内容の見直しを求め、10%削減を実施する。 （防犯協会 に対する補助） ・防犯関係の啓発事業内容の見直しを求め、10%削減を実施する。 上記いずれの補助金削減についても、それぞれ団体に十分理解を得る必要がある。	
	【産業経済部】 目黒区商店街連合会の教育情報事業・広報事業に対する支援 目黒区産業連合会運営支援 異業種交流団体支援 について：区商連の財政状況から20万円程度の削減は許容範囲と判断する。 について：区産連への補助は10%（10万円程度）の削減が可能	
【文化・スポーツ部】 （国際交流協会） ・補助金に占める事業費補助相当分は数%に過ぎず、補助金の大部分は職員人件費に充てられるものである。従って、多文化共生における国際交流推進による相互理解を深めていくという意味では、事業の見直しは一定の慎重さを要する。 ・事業経費の見直しに当たっては、協会職員のこれまでの経験とノウハウを活用し、補助金のみで頼らない事業展開を検討する必要がある。 （芸術文化振興財団） ・団体補助金の中には、団体において雇用する人件費の占める割合が高く、人件費の見直しについて、簡単に縮減することは難しい。 ・事業費についてはこれまでも毎年削減している中で、回数等同レベルで実施している。事業費を1割以上見直した場合には、同レベルでの実施は難しい。 ・以上を踏まえ、緊急財政対策期間については、事業規模の縮小を一定程度行った形での見直しを検討する。		

	項目	取り組みの方向性
26	<p>【健康福祉部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康福祉計画課が所管する団体については概ね10%以上の削減を行う予定で検討している。 民間法人の運営する在宅介護支援センターへの運営費補助については、現状1団体のみであり他の民間在宅介護支援センターに対しての補助金支出がないことから、廃止はやむをえないと考える。ただし、単年度での廃止は法人としての業務の移行や人員整理が必要となってくるため、3カ年を掛けて廃止をしていく。 	
	<p>【都市整備】(住宅街づくりセンターへの補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> 団体の活動内容、実績、補助対象項目等を見直し、10%程度以上の削減については、街センとの協議により、管理人件費、管理運営費及び事業費の縮減により達成が可能である。 ただし、管理人件費を縮減する場合、職員の処遇を検討していく必要がある。 	
	<p>【教育委員会】</p> <p>(区立小・中学校PTA連合会へ補助金)</p> <ul style="list-style-type: none"> 小・中学校PTA連合会に補助を行うことで、家庭教育の推進、学校教育・地域社会との連携を深めるなど、児童・生徒の健全育成を図ることを推進しているため、児童・生徒の教育環境の整備に影響を与えるが、区民の生命・健康・財産に重大な影響はない。 <p>(目黒区立学校教職員互助会 に対し補助金)</p> <ul style="list-style-type: none"> 区民生活への影響や緊急性はないため、緊急財政対策本部の検討指示程度の見直しは可能である。 また、目黒区職員互助会の会費(給料×4.5/1,000)と比べて、目黒区立学校教職員互助会の会費は月額600円と少なく、平成11年に現在の金額に変更したままとなっているため、こちらも見直してもらうように働きかけていく。 <p>(中学校体育連盟目黒支部 に対する補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加対象が限定された体育行事であるため、区民生活への影響・緊急度は低い。 <p>(体育協会や中体連などの協会、連盟への助成)</p> <ul style="list-style-type: none"> 負担金、補助及び交付金の枠内で、協会・連盟への加盟費やコンクール参加費等の固定的な経費と、部活合宿の際のバス・トラック代の補助と大きく2つに分かれる。部活合宿に関わる部分については部活動を学校の特色とする特定の学校が実施している側面があり事業化されてまもないが、見直し項目としてを考えたい。 	

	項目	取り組みの方向性
27	<p>各種助成制度の見直し（所得水準に応じた助成額見直し、独自上乘せ等の助成額見直し、一部負担金導入の検討）</p> <p>所管部局の意見</p> <p>〔健康福祉部〕 ・平成22年度に区立第4特別養護老人ホームの開設延期が決定されたこともあり、施設入所が必要な高齢者を対象とした地域密着型サービスの基盤整備は緊急かつ重要な課題である。しかしながら区内整備を誘導するための助成制度については、昨年度見直したところであり、更なる見直しは困難である。</p> <p>〔都市整備〕 （保存樹木やみどりのまちなみ助成等） ・保存樹木やみどりのまちなみ助成等の助成制度については、民有地の樹木の減少が進んでいる目黒区において、継続的に支援する必要があり、事業を継続する必要がある。 ・みどりの協定については、近年は自主的な家庭園芸の普及が進んでおり、みどりの拠点となる「花とみどりの学習館」が整備されたことなどから制度を廃止することは可能である。</p> <p>（家賃助成） ・中堅ファミリー世帯住み替え家賃助成対象者については、ファミリー世帯家賃助成対象世帯の資格要件を満たすケースが多いため、既に受給済みの世帯を除き、居住継続型の家賃助成制度に移行し拡充を図る予定である。 ・高齢者世帯等住み替え家賃助成についても、高齢者世帯等居住継続家賃助成の資格要件を満たす場合が多いため、既に受給済みの世帯を除き、居住継続型の家賃助成制度に移行し拡充を図る予定である。</p> <p>（耐震診断助成） ・木造住宅等の耐震診断は全額公費負担して実施しているが、耐震改修が必要との結果であっても、耐震改修につながっていない。費用の一部を負担しても補強や建て替えを行う所有者を優先して助成する制度へと見直す必要がある。</p>	<p>・各種助成制度については、助成の意義、必要性、効果について多角的な視点から再検証し、公平性、公正性を踏まえたうえで、現在の区民ニーズに即した制度にしていく。</p>
28	<p>各種貸付制度の見直し（類似・重複する貸付制度との整理、独自上乘せ等の見直し検討）</p> <p>所管部局の意見</p> <p>〔健康福祉部〕（介護保険制度の介護給付・予防給付のうち、福祉用具購入費、住宅改修費及び高額介護（予防）サービス費の支給対象となる費用の一部に充てる資金の無利子貸付） ・最近4か年は貸付実績がないが、高齢者の自然増が続くこと、制度改正等により利用者負担増の可能性があること、他に類似・重複する制度がないことから制度廃止は困難である。</p>	<p>・各種貸付制度については、貸付の意義、必要性、効果について多角的な視点から再検証し、現在の区民ニーズに即した制度としていく。</p>

	項目	取り組みの方向性
29	公益法人等の見直し（廃止・統合を含めた検討）	<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の見直しや運営の効率化等による対応を求める。 ・10%以上の補助金削減に加えて、公益法人等の資産状況に応じて補助金の減額を行う。 <p>【産業経済部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・26年度以降の組織のあり方については、検討組織を設けて抜本的に検討し、平成24年度中に結論を出す。 <p>【文化・スポーツ部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芸術・文化、国際交流、観光事業を効率的に展開していくため、3団体の統合を推進する方向で検討し、平成24年度中に結論を出す。 ・なお、団体の自主財源等の活用についても検討を行う。 <p>【都市整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅・街づくりセンターについては、事業活動の内容や代替性の観点から廃止する方向で取り組みを開始することとし、真に継続していく必要性のある機能や課題等について検討し、平成24年度中に結論を出す。 <p>【環境清掃部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコライフめぐる推進協会は、存廃を含めた協会そのもののあり方を検討し、平成24年度中に結論を出す。 ・環境啓発事業のあり方については、区との役割分担について十分検討する。 ・協会が運営するエコプラザ2か所のうち1か所については、廃止する方向で検討を進める。
	所管部局の意見	
	<p>【産業経済部】(勤労者サービスセンター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業見直しとして、運営費補助の10%削減を行う。 ・廃止・統合を含めた今後のあり方については、当団体が本年4月に公益財団法人化したばかりである点、当団体側の意向、サービスの継続のあり方、他団体の状況、固有職員の処遇の問題等検討を要する課題も多く、中長期的な視点に立って検討組織を設け平成24年度に検討をする。 	
	<p>【文化・スポーツ部】(芸術文化振興財団、国際交流協会、観光まちづくり協会)</p> <ol style="list-style-type: none"> 各分野の機能を生かした統合策としていくことが考えられる 例えば、次のようなことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・目黒区芸術文化振興財団に、国際交流分野と観光分野の機能を持たせて、他の2団体を統合する。 ・統合化した公益財団法人において、芸術文化部門を中核にし、国際化推進の事業展開を行う部署と、外国人を含む人々の区内めぐりを誘発する視点からの観光案内と事業展開を行う部署で構成する。 芸術文化振興プランの検証・見直しと歩調を合わせた検討 <ul style="list-style-type: none"> ・法人組織再編の検討と同時並行で、芸術文化振興プランの検証・見直しの検討を進めていく。(プランの見直しでは、美術館の役割の見直しを含めて行う) 3つの法人等のあり方の検討等 <ul style="list-style-type: none"> ・次のような取り組みが区として必要と考える。 ・3つの法人等のあり方の検討を所管部局で行うとともに、必要な協議を法人等と行う。 ・法人等の変更に係る支援等を区として検討する。 	
	<p>【都市整備】(住宅・街づくりセンター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目黒区住宅・街づくりセンター(以下「街セン」という。)は、廃止又は他団体との統合という選択肢はあるが、まちづくりの普及啓発・支援は幅広くきめ細かな対応が求められており、区の取り組みを補完する役割を持った街センの代替策を検討していく必要がある。 ・特に廃止する場合は、区民のまちづくり活動を支援する事業を継続できるよう実施方法や携わる職員の増員も考慮しなければならない。 ・統合する場合は、対象団体との合意形成が不可欠であり、今後の進め方を含め、協議、調整を進めていく必要がある。 ・廃止・統合にあたっては、街センの固有職員、契約職員の雇用について充分配慮する必要がある。 	
<p>【環境清掃部】(エコライフめぐる推進協会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民が対象といった事業ではない事から、対象区民の生命・健康・財産に重大な影響を与えることはない。 ・エコライフめぐる推進協会は区民・事業者・区がそれぞれ役割を分担し、環境保全や資源の有効利用等を主体的に推進するため区によって設立された団体であり、また、平成25年度末まで目黒区立エコプラザの指定管理者でもある。 ・協会の廃止は、目黒区立エコプラザ事業の展開もさることながら、区の環境保全に対する施策の展開に大きな影響がある。 		

	項目	取り組みの方向性
30	使用料・負担金等の見直し（21年度の検討内容を踏まえた施設使用料の見直し検討及び保育園、学童、幼稚園の負担金等の改定の検討）	
	所管部局の意見	
	〔企画経営部〕 ・現在の非常に厳しい財政状況を踏まえると、使用料の見直しはやむを得ないものとする。 ・負担金等については各部局での検討を尊重することになるが、同様に見直す方向性で検討する必要がある。 ・なお、いずれも25年度の改定を目指していく。	・施設使用料は見直し基準に沿って平成25年度に改定することとし、改定準備を進める。 ・団体登録制度の見直しなども踏まえて検討し、適切な使用料改定を行う。
	〔産業経済部〕 ・区の方針に沿って検討する。	
	〔文化・スポーツ部〕 1 受益者負担、利用者間の平等な利用、貸館の有効活用と収入確保の視点から、見直し検討は必要である。 文化ホールの特に大ホールについては、1年前から予約が可能である。現行では3ヶ月以上前にキャンセルした場合には使用料が全額還付となるが、その時点で新たな利用予約が入ることはまずないため、キャンセルされても次に新たな利用予約が入るタイミングを考慮した期間設定を検討する。 2 前回の見直しの中止を踏まえた取り組みが必要である。 21年度の見直し案の内容の再検証 施設の特性を考慮した還付方法の見直し検討	
〔健康推進〕 ・環境衛生関係営業施設の許認可審査手数料の改定を行う。	・環境衛生関係営業施設の許可審査手数料の改定は、平成25年度から改定する方向で進める。	
〔子育て支援部〕 （学童保育クラブ） ・有料化が導入された年数を考慮した場合、その妥当性について再検証を行う時期を迎えているが、検討に当たっては、周辺自治体の現状・動向、実施経費の検証、学童保育事業や現行保育料が実質3年目であることを踏まえた利用者負担のあり方等について整理し、保育料の引き上げも視野に検討を行う必要がある。 （保育園） ・経済的負担など区民生活に及ぼす影響は大きいですが、平成10年以降見直しをしておらず、周辺区に比しても10%程度の乖離が生じている。そこで、保育料のあり方、受益者負担のあり方を踏まえながら保育料引き上げの実現性を検討する。	・学童保育クラブの保育料は平成25年度から改定する方向で進める。 ・認可保育園の保育料は平成25年度から改定する方向で進める。	

	項目	取り組みの方向性
	<p>【都市整備】 (三田地区駐車場) ・改定に当たっては、公の施設使用料検討委員会等の全庁的な検討を踏まえた上で、他の公の施設の使用料の改定と同時期に行うことが望ましい。また、庁舎等の付帯駐車場の使用料のあり方についても負担の公平性を確保する観点から、併せて検討していく必要がある。</p> <p>(開発行為許可申請手数料) ・特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例第2条表7で処理している事業である。手数料については他区及び都と同額とし均衡を図っている。これまで東京都の手数料改定にあわせ他区と同一の改定を行っており、今後も同様の対応とする。なお、東京とは当面手数料改正の動きは無い。</p> <p>(租税特別措置法に基づく優良住宅認定手数料) ・特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例第2条表12の2で処理している事業である。手数料については他区及び都と同額とし均衡を図っている。これまで東京都の手数料改定にあわせ他区と同一の改定を行っており、今後も同様の対応とする。</p> <p>・なお、平成25年12月31日までの土地の譲渡等については、租税特別措置法の定めにより適用がないため、税法上の実益がないため事実上凍結されている状態である。</p> <p>(道路占用料の徴収) ・道路占用料を見直すことは受益者負担、公正性の確保からは必要なことである。また、区の緊急財政対策からも歳入の増加を図る必要があるが、都心3区に比べ、平均道路価格と目黒区の比率は僅かであり、現段階で目黒区独自の道路占用料を設定する必要はない。</p> <p>(区民農園) ・区民農園は、利用希望者も多く、比較的事業経費が低いことから事業は継続することとする。ただし、運営経費の見直し(増額)について具体的に検討を行うこととし、23年度中に「区民農園設置要綱」を改正する。</p>	<p>・三田地区駐車場は、施設使用料等の見直しと合わせて、平成25年度に改定することとし、改定準備を進める。</p> <p>・開発行為許可申請手数料、優良住宅認定手数料については、東京都の改定に合わせ、他区と同一の改定とする。</p> <p>・道路占用料については、目黒区独自の設定について検討する。</p> <p>・区民農園については、運営費の見直しの具体的検討を行い、平成23年度中に「区民農園設置要綱」を改正する。</p>
	<p>【教育委員会】 (八ヶ岳林間学園使用料) 1泊(食事なし) 大人1500円子ども750円、自炊室利用一人100円の利用料を徴収している。施設にある体育館・会議室の利用は無料。任意の利用施設であり、区の使用料算定の基準に従って決まっているので、算出基準が明確であれば区民の理解は得られる。使用料検討時に他の無料貸出体育館等の使用料を徴収するなどが決定されれば、同様に団体での体育館使用時の使用料徴収を検討する。</p> <p>(清水池教職員住宅の使用料) 清水池教職員住宅の使用料は、平成13年4月1日に改正した以降、見直しを行っていなかった。そのため、昨年度は担当職員が使用料改定の検討を行っていたところである。 しかし、施設の老朽化により大規模改修の必要もあり、今後施設の廃止も含めた検討も必要である。</p>	<p>・八ヶ岳林間学園体育館等の使用料徴収について、見直しに取り組む。</p> <p>・清水池教職員住宅使用料について、改定の検討を進める。</p>

	項目	取り組みの方向性
31	ごみ収集の有料化（ごみ収集の有料化についての検討）	<p>・本区単独での有料化は、実現するための課題が極めて大きい。23区全体として取り組むことが適切であると考えられることから、当面は見送る。</p>
	<p>所管部局の意見 【環境清掃部】 ・家庭ごみ有料化の目的は、廃棄物の排出抑制や再利用の推進など循環型社会構築のための施策であり、こうした側面から住民の理解と協力を得ることが前提となる。現在、ごみ量が年々減っている中で、今後有料化に関する考え方や課題を整理しながら検討を進める必要がある。 ・一方、緊急財政対策における歳入確保としての効果には極めて疑問がある。既に有料化を実施している自治体においては課金の手段として指定袋を販売し、その代金を歳入に充てている例が多いが、こうした仕組みを構築し、運営する経費は年間約1.4億円程度、課金を逃れる者を排除するために戸別収集として排出者を特定する収集・運搬体制とした場合には約3.6億円の経費の増加が見込まれる。こうした体制を含めて事業経費を課金で賄うとした場合には区民ひとりあたり、年間約4万円程度の負担（40ℓ一袋あたり300円程度）を求めることとなり、既に実施している多摩地域の一袋あたり40～80円のレベルとの乖離はあまりにも大きい。さらに、現在、都区財政調整制度による特別区交付金では清掃関連経費が測定単位となっており、その割合から約7億円程度の歳入実績があるが、新たな歳入となる事業の実施に伴って交付金算定基準の見直しが図られる可能性も考えられる。これらの状況を勘案した場合、現時点では実施した際の区民への影響以前に、家庭ごみ収集の有料化を歳入確保策として位置づけることには、区民の理解が得られるとは考えられない。</p>	
32	自動販売機の設置に係る入札制度の導入（飲料自動販売機の設置について公募による入札の検討）	<p>・平成23年度中に目的外使用許可の更新時期を迎える販売機が50台余あるため、取り扱いの方針を早急に定め、入札に向けた取り組みを検討する。</p>
	<p>所管部局の意見 【企画経営部】 ・従来の目的外使用許可による設置面積に応じた使用料方式から、区の直接管理に移行し、公募による入札方式にすることにより、区施設を有効活用して最大限の財源確保を図る。</p>	
33	滞納対策の効率化等（公債権及び私債権の滞納対策に向けた効率的な徴収方法の検討）	<p>・各所管課が管理している公債権と私債権を一元化して取り扱い、区の債権管理を集中的に行うことで収納効果が期待できる。各所管課の滞納債権を集約して取り組む組織の設置や民間サービスの導入に向けて、区民生活部が中心となり全庁的に検討する。</p>
	<p>所管部局の意見 【区民生活部】 ・私債権等を効率的に徴収するには、専門的な法知識を必要とするため、弁護士と随時相談できる体制を組む直接的な支援と回収マニュアルの整備や債権管理方法の改善を助言する間接的な支援の両面が必要である。 具体的には、私債権等を管理する各所管に対して定期的に報告を求め、それを分析して改善指示を出す収納対策本部を行政推進課や財政課などの事務局のもとに設置し、法務係や滞納対策課が支援しながら各部の取りまとめ担当者を通して整理していく体制作りが望ましいと考える。 区税の徴収部門で、他の公債権を困難案件に絞って連携を図っている区もあるので、検討することも必要である。</p>	

	項目	取り組みの方向性
34	基金の再編（施設整備基金、まちづくり基金、三田地区街づくり寄付金等積立基金の活用のある方や再編の検討）	<ul style="list-style-type: none"> ・3基金のそれぞれの設置経緯や目的が異なり、統合による実質的な効果も期待できないことから、現時点での統合は見送る。
	所管部局の意見	
	【企画経営部】 ・まちづくり基金は廃止されたとしても施設整備基金との統合は考えていない。 ・寄付金をストックし寄付目的を活かせる基金の可能性について検討する。 【都市整備】（三田地区街づくり寄付金等積立基金） ・基金設置の経緯やこの度の基金条例改正に際しての地元意向等を踏まえると、基金の再編等は極めて困難である。	
35	工事単価、維持管理経費の見直し（機能性・効率性を重視した施設整備・改修及び効率的な維持管理の検討）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建設に当たっては、建設コストや建設後の維持管理経費を抑制するため、施設として必要な機能は確保しながら、簡素で適切な仕上げや設備による施設整備が可能となる仕組みづくりを検討する。 ・既存施設については、各施設の特性を踏まえ、より効率的な維持管理と経費の削減について検討する。
	所管部局の意見	
	【総務部】 ・現在使用している東京都の単価以上の精度で実勢価格を把握し、新たな単価を設定することは困難である。 ・仕上げや設備の選択に当たっては、安全を含めた必要な機能が確保されていること、長期の使用に耐えられるものであること、環境に負荷をかけない材料であること、イニシャルコスト、ランニングコストを含めたコストなどを考えながら選択を行う。	
36	区民の保養施策の見直し（民間保養施設補助制度の見直しの検討）	<ul style="list-style-type: none"> ・民間保養施設の充実により、区として行ってきた区民保養施設事業は一定の役割を果たし終えたと考え、箱根保養所廃止に伴う経過措置として、経費削減に努めつつ、一定期間継続する。
	所管部局の意見	
	【区民生活部】 ・箱根保養所廃止に伴う代替策の検討のなかで、民間保養施設を含めた区の保養施設事業のあり方を検討する。	